

省エネ機器導入支援業務委託仕様書

1 委託業務名

省エネ機器導入支援業務

2 業務の目的

本業務は、環境の保全に関する施策の基本的事項等を定めた「広島県環境基本計画」における施策体系の一つである「ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進」を進めるため、家庭に向けた省エネ普及啓発を行うための委託業務である。

県では、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の温室効果ガス排出削減の取組を加速させていく必要がある。特に、県内のあらゆる活動の基盤となる家庭部門においては、重点的に対策を講じる必要がある。本業務は、家庭における消費電力の1～2割を占める照明器具購入費を一部還元する支援策を講じることで、LED照明の購入を促進することにより、家庭の省エネ化を進めつつ、省エネ効果の関心を高め、以降の自主的な行動につながるような機運を醸成していくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については県と受託者が協議し調整の上、決定すること。

【主な業務内容】

- (1) LED照明器具の購入経費に対するポイント交付
- (2) 省エネ家電への更新メリットを周知し、家電の省エネ化を推進
(省エネ効果の関心を高める普及啓発を含む。)

(1) LED照明器具の購入経費に対するポイント交付

①キャンペーン概要

ア 名称

ひろしまLED照明器具購入応援キャンペーン（仮）

イ 概要

実施期間中、対象店舗において対象製品を購入した者に対するポイント交付

ウ 対象者

購入時点において広島県内に住所を有する者（個人）

エ 対象製品

住居の屋内に固定して使用するLED照明器具

（詳細は、【⑧対象者へのポイント等交付「ア 対象製品」】に記載）

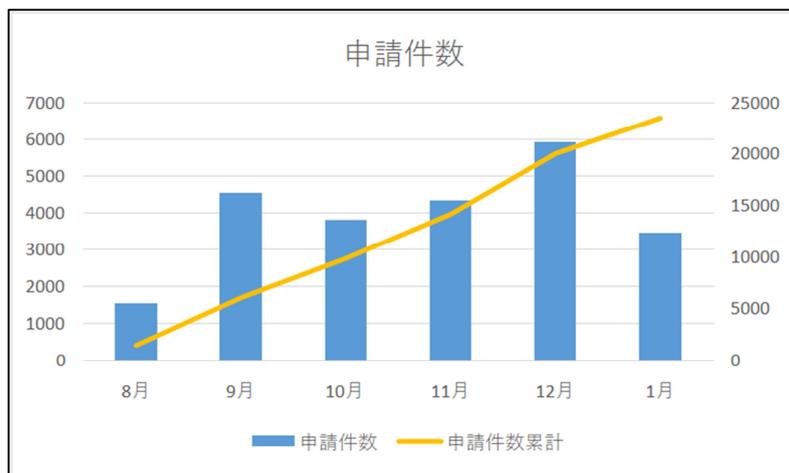
オ 予算上限額

200,000千円（ポイント原資分は150,000千円以上（非課税）とし、支払いはポイント交付実績によるものとする。）

カ ポイント交付等

交付率：1/2、一人当たり上限：10,000 円、想定交付台数：20,000 台以上

(参考) 令和5年度省エネ機器導入支援業務 申請件数 (購入日ベース)



キ 交付するポイント

(種類)

- ・省エネ家電を含む各種商品が購入できるポイント (電子マネーや商品券など、県民が使いやすいよう考慮すること。)
- ・事業者の既存制度を想定。新設も可。

(金額)

- ・LED 照明器具購入代金の 1/2 程度
- ・最大 10,000 円分

(回数)

- ・一人 1 回限り (複数台同時購入可)

(累計額上限)

- ・ポイント原資分を 150,000 千円以上とする。

ク 対象製品の販売方法

広島県内の実店舗とし、県内の幅広い店舗を対象とすること。

ケ その他

キャンペーン申請時に、環境省の「うちエコ診断 (Web 版)」を受診できる仕組みを組み込むこと。なお、「うちエコ診断 (Web 版)」受診を申請の条件とするものではない。

※【⑧対象者へのポイント等交付「ウ ポイント等の交付額」】にも関連内容を記載。

②キャンペーン実施期間

実施期間は以下を基本とし、委託契約締結後、県との協議により決定するものとする。なお、ポイント交付状況等により、県と受託者の協議により期間を変更する場合がある。

ア 対象店舗の募集期間

令和6年5月頃からポイント交付開始までの範囲内

イ 購入対象期間

令和6年6月頃から令和7年2月までの範囲内でポイント交付が予算上限に達するまで

ウ ポイント交付期間

令和6年7月頃から令和7年2月までの範囲内でポイント交付が予算上限に達するまで

エ キャンペーン周知

- 令和6年5月頃から令和7年2月までの範囲内でポイント交付が予算上限に達するまで
オ 省エネ効果の関心を高める普及啓発
令和6年5月頃から履行期間の範囲内
※ 購入対象期間内に対象製品を購入し、キャンペーン参加の意向がある県民に対しては、
できる限りポイント交付がされるよう配慮すること。

③事務局の設置

受託者において事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行う。

- ア 事務局は受託者が確保する場所において設置すること
- イ 事務局に、業務全体を総括するための総括責任者を置くこと
- ウ 総括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配、確保すること

④専用サイトの設置及び維持・管理

- ア 業務に係る専用サイト（ホームページ）の設置

次の内容・機能をもつ専用サイトを設置し、委託契約が終了するまでの間、適切に維持・管理すること

〈専用サイトの内容〉

- ・ 事業内容の告知
- ・ 省エネ家電導入のメリットを伝える内容
- ・ 参加店舗リストの閲覧、検索
- ・ 対象製品リストの閲覧、検索
- ・ キャンペーンへの参加を希望する店舗からの登録申請受付
- ・ 対象製品購入者からのポイント交付申請受付
- ・ 申請者に分かりやすく申請内容を伝える内容
- ・ 質問事項の受付、FAQ（よくある質問事項）の掲載
- ・ 県が指定する情報へのリンク

〈専用サイトの要件〉

- ・ 全ての利用者（キャンペーンについて調べる人やこれから申請をする人、対象店舗など）が必要な情報へアクセスできるなど、分かりやすく閲覧しやすいサイト設計とすること。
- ・ スマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、スマートフォンユーザにも配慮したものとすること。
- ・ Windows、MacOS、iOS、AndroidのOSに対応する主要なブラウザ（MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari等）で閲覧可能であること。
- ・ 個人情報を扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施すること。
- ・ 専用サイトの作成に当たっては、構成・デザイン等の案を県に提出の上、県と協議して内容を決定すること。
- ・ 専用サイトの軽微な修正（文言の追加等）については、依頼後翌日中にで対応できるようにするなど、迅速な対応をすること。

〈専用サイトの検証・見直し〉

- すべての利用者が使いやすいサイトにするため、次のとおり随時検証・見直しをすること
- ・ 広告媒体毎に流入経路や流入数などを計測し参加者の動線が把握できるなど、LP（ラ

ンディングページ) からコンバージョンまで、ユーザーが想定したとおり動くサイトとすること。

- ・Google アナリティクスやヒートマップを設置して随時検証し、必要に応じて UI (ユーザーインターフェース) UX (ユーザーエクスペリエンス)、デザインなどの見直しを行うこと。

- ・広告を打つときは専用の LP を設置し、コンバージョンを必ず設定すること

イ 県管理用画面の設置

- ・随時ポイント交付状況が確認できる管理用画面を用意し、日別、店舗別、品目別、ポイント種別等の区分ごとに最新のポイント交付件数・額が確認できるようにすること
- ・県管理用画面は、県担当者以外の者が閲覧できないようにすること

⑤コールセンターの設置

キャンペーンに関する各種問い合わせに電話対応するコールセンターを設置すること。なお、コールセンターについての基本的事項は以下のとおりとする。

ア コールセンターに関するすべての費用は、受注者の負担とすること

イ 頻出する問い合わせ事項についてはFAQとしてまとめ、専用サイト上に掲載すること

ウ FAQの内容は随時更新することとし、内容について事前に県の承認を得ること

エ FAQの内容をコールセンター対応者へ随時共有するなど、適切な回答を行うよう管理していくこと

オ キャンペーン開設期間は、日曜日及び土曜日も開設するなど利用者の利便性に考慮すること

カ 応答率 80%以上を目標とし、問い合わせの多い時期は人員を増やすなど、円滑な申請ができるよう配慮し、定期的に県へ報告すること

【参考】令和5年度 コールセンター対応状況

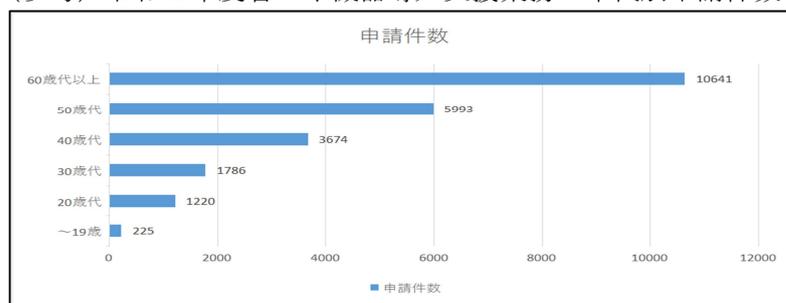
- ・1日の問い合わせ最大件数：581件
- ・最大電話回線数：4回線

⑥キャンペーンに係る広報

ア 広報に当たっては、専用サイトへのコンテンツ掲載や、ポスター、チラシ等の広報物の作成・配布、各種メディアを活用した事業周知等、県民及び店舗等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。また事前に目標値を設定した上でシミュレーションを提出すること。

※ すべての県民や利用者の利用促進を図ることも視野に入れつつ、照明器具の買い替えが多い50代以上を重点的なターゲットする。

(参考) 令和5年度省エネ機器導入支援業務 年代別申請件数



イ 期間中、「広告などから興味を持ってアクセスした人」「製品購入後、申請のためアクセスした人」など、コンバージョンを設定し効果検証し、定期的（月2回程度）に Web 分析レポート（クリック率、クリック単価、コンバージョン率、コンバージョン単価等）を報告した上で、分析結果を踏まえた考察及び改善案を提案すること。

ウ ウェブ解析にあたっては、Google タグマネージャーなどを活用して、GoogleAnalytics 上で計測できるようにすること。また、流入経路ごとのデータが計測できるよう、広告、紙媒体などにパラメータ付き URL を使用すること

⑦キャンペーン対象店舗

県民の利便性に考慮し、広島県内の広範囲に対象店舗を指定し、大手量販店だけでなく、小規模店舗も参加しやすいように配慮すること。また、次の要件を満たす店舗であれば、対象店舗となれること

ア 広島県内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。（EC 店舗等は対象外とする。）

イ キャンペーンの実施に必要な手続等を行うこと

ウ キャンペーンや省エネの普及に関する広報を積極的に行うこと

エ キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること

オ キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を順守すること

カ 申請者からの求めがあった際には、積極的にサポートすること。

キ 購入者が「うちエコ診断（Web 版）」を受診する場合、必要に応じてサポートを行うこと

ク 定期的にキャンペーン利用者数（対象製品を購入した人数又は件数）を報告すること

【参考】 令和5年度 参加店舗：488 店舗

⑧対象者へのポイント等交付

ア 対象製品

- ・「シーリングライト」「ペンダントライト」「ブラケットライト」「ダウンライト」「スポットライト」「フロアライト」など、住居の屋内に固定して使用する LED 照明器具

※交換用の LED 電球や屋外で使用する LED 照明器具は除く。

※広島県内の住居へ設置すること。

※現在使用しているLED照明器具からの更新も対象とすること。

イ ポイント等の種類

- ・キャッシュレス決済サービスのポイント（以下「ポイント」という。）及び商品券又は汎用型プリペイドカード（以下「商品券等」という。）を複数選択できるなど、幅広い世代が利用しやすい方法とすること。（ポイント及び商品券等を総称し、以下「ポイント等」という。）

ウ ポイント等の交付額

- ・対象品目及び性能に応じて県が決定する額をポイント基本額とする。
- ・「環境省のうちエコ診断（Web版）」受診者は追加の特典を交付するなど、受診者が増えるような工夫をすること。（例：期間終了後、うちエコ診断（Web版）受診者の中から抽選で100人に1,000円分のポイントがもらえる。）

エ ポイント等交付に係る手続について

- ・申請方法の決定に当たっては、不正な申請を防ぐための措置を講ずるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用する者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。
- ・オンライン申請だけでなく、紙媒体での申請も可能とするなど、すべての県民が利用しやすい手法とすること。
- ・申請にあたっては、レシート等で照合できる情報をもとに、申請者側がオンライン・紙とも最小限の情報入力と手続きで審査・承認を得られるなど、申請者側・審査側の負担が少なくなるスキームとすること。
- ・ポイント申請の進捗状況を専用サイト等で県民が確認できること。
- ・申請時に県が設問を指定するアンケートへの回答を設定すること

オ ポイント等の交付

- ・審査の結果、適当と認められるものについては、有効な申請があった日から起算して1ヶ月程度以内に申請者に対しポイントの交換に必要なコード番号等又は商品券等を交付すること
- ・申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、申請者に確認の上、入力内容の修正や添付書類の追加提出を受け付ける等の対応を行うものとするが、ポイントの交付が不適と認められる申請については、申請者に対し、ポイント交付が不可の旨及びその理由について、電子メール等により通知すること

⑨事業の効果検証

キャンペーン期間終了後、以下の事項をまとめた報告書を県に提出すること

ア ポイント等交付状況について品目、店舗（規模・業種別）、エリア等で集計したもの

イ 本事業の効果について、ポイント等の交付を受けた者及び対象店舗へのアンケート結果を踏まえ検証した結果（アンケートの内容は県と協議して決定すること）

⑩スケジュール

事業実施に係るおおよそのスケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、県と受託者が協議の上、決定する。

2月下旬 公告

3月下旬 選定委員会

- 4月上旬 受託事業者決定、委託契約締結
- 5月上～中旬 対象店舗募集開始（3週間程度）
- 6月上～中旬 購入対象期間開始
- 7月下旬頃 ポイント等交付申請受付開始
- 2月中旬 ポイント等交付申請受付終了（状況により変更の可能性あり）
- 3月 受託者から県へ実績報告書を提出

(2) 省エネ家電への更新メリットを周知し、家電の省エネ化を推進

- ア 県民に対して、本事業の利用促進につながる効果的な周知を行うこと。
- イ ポイント交付に併せて、省エネ家電への更新メリットを周知し、家電の省エネ化を推進すること。（交付されたポイントで省エネ家電の購入を促すような広報等を含む）。
- ※ 県の包括連携先や県内市町、関係団体へのチラシ送付について、県から依頼があった際には迅速に対応するなど、キャンペーンや省エネ普及啓発に協力すること。
- ※ 受託者が実施する広報以外でも連携を図ること。（例：①「環境の日」ひろしま大会（例年6月頃開催）時に省エネ推進に関するチラシ作成。②県が公表する報道資料の作成協力 など）

【参考】

- ・令和5年度 キャンペーンチラシ印刷枚数：47,500 枚
- 省エネ普及啓発チラシ印刷枚数：31,500 枚
- キャンペーンポスター印刷枚数：6,300 枚

8 成果品の提出等

(1) 成果品

業務が完了したときは、速やかに本業務に関する報告書を紙媒体1部、電子媒体（DVD-R等）2部、県に提出すること。

(2) 委託料の額の確定

県は事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務の成果を審査し、契約内容に適合すると認めるときは、委託料の額を確定し、受託事業者に通知する。

受託事業者は、委託料の確定額の通知を受けたときは、速やかに請求書を県に提出すること。

9 留意事項

- (1) 受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。
- (2) 業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更に可能な限り応じること。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事

態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。

- (4) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本業務に関し、受注者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (7) 受注者は、業務の実施に関して、景品表示法などの関係法令に基づき、適切に業務を遂行すること。
- (8) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。

10 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。